

浜松市上下水道部告示第 10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、指定工事事業者の指定を更新したので、浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号）第6条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月10日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

水道法第25条の3の2第1項の規定により指定を更新した指定工事事業者		
指定番号	名 称	所 在 地
768	ツースイ株式会社	浜松市中央区初生町468番地の1

・指定給水装置工事事業者指定期間

令和8年3月10日から令和13年3月9日まで